

議案第6号

令和4年度使用西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針の決定の件

令和4年度使用西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針を、別紙のとおり決定する。

令和3年5月18日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松司郎

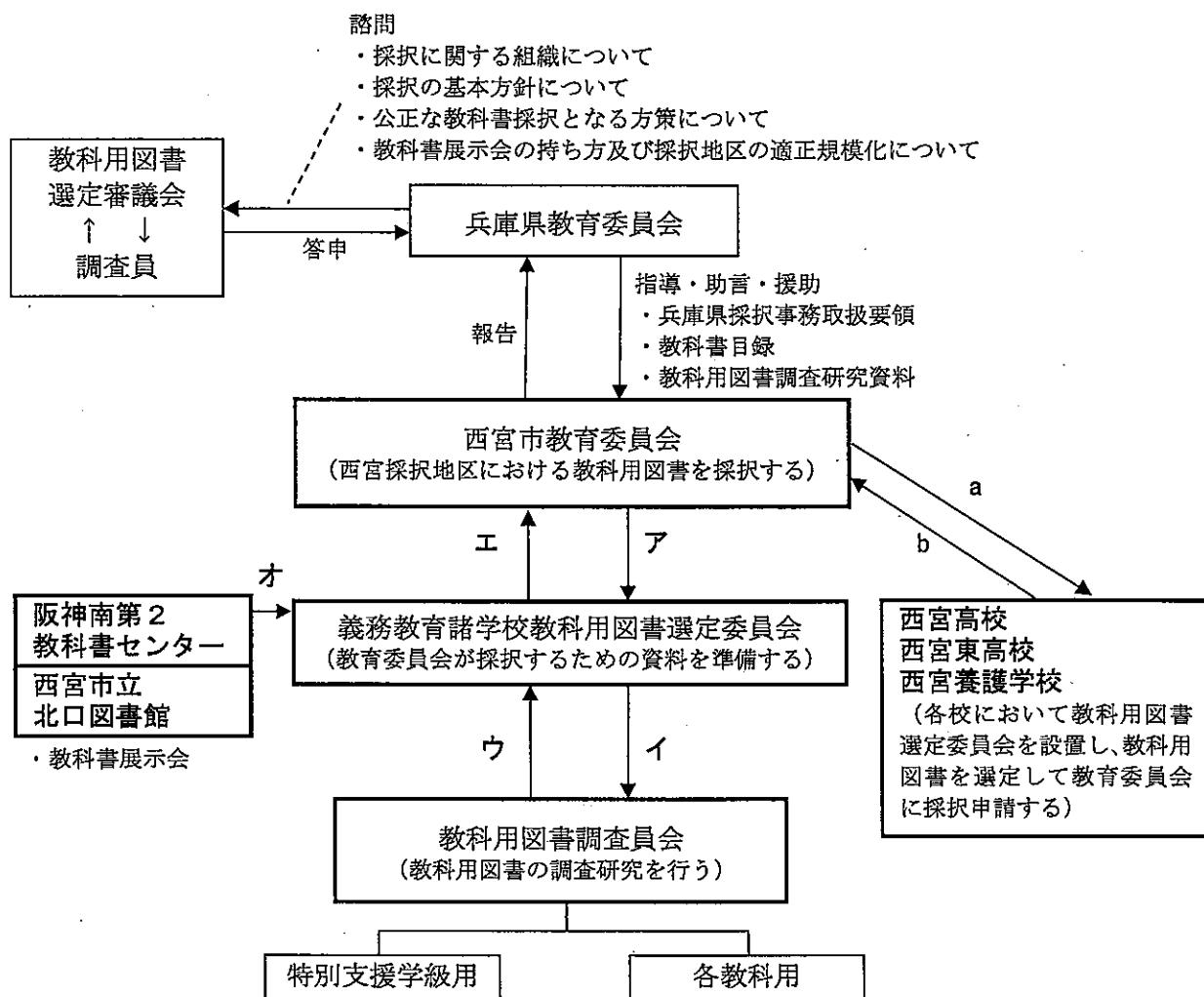
## 令和4年度使用西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針

西宮市教育委員会

- 1 令和4年度使用西宮市立学校教科用図書については、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に基づき、本市の児童生徒の実態に最も適した教科用図書を、教育委員会が採択する。
- 2 本年度の教科用図書の採択  
採択は、各選定委員会の報告及び採択申請に基づき、教育委員会が決定する。
  - (1) 小学校、義務教育学校前期課程教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の定めるところにより、前年度採択した教科用図書を採択する。
  - (2) 中学校、義務教育学校後期課程教科用図書については、社会（歴史的分野）を除き、前年度採択した教科用図書を採択する。社会（歴史的分野）については、「無償措置法施行規則第6条第3号」により、新たに採択替えを行うことが可能であるため、県教育委員会において行う、社会（歴史的分野）の調査研究資料を基に採択する。
  - (3) 特別支援学級における学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」の採択にあたっては、児童生徒の実態に応じ、かつ教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。
  - (4) 高等学校及び特別支援学校の教科用図書の採択にあたっては、各学校単位で選定等の作業を進める。各学校は自校の教育課程に最も適合した教科用図書を教育委員会に採択申請し、その申請に基づき、採択する。
- 3 採択に関する組織  
教科用図書の採択にあたり以下の組織を設ける。
  - (1) 小学校、中学校及び義務教育学校の教科用図書の採択については、義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置する。また、調査研究のために、教科ごとに調査員会を設置する。調査員会が教科用図書の調査研究を行い、義務教育諸学校教科用図書選定委員会が報告を行う。但し、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うこととなった場合、調査員会の設置については、県教育委員会の指導・助言のもと判断する。
  - (2) 高等学校及び特別支援学校の教科用図書の採択については、高等学校及び特別支援学校ごとに教科用図書選定委員会を設置する。
- 4 教科用図書採択にあたっては、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、公正性・透明性を確保するため万全の措置をとる。

以上

#### ◆教科書採択のしくみ



#### ※上記記号の意味

了指導・助言・援助

- ・義務教育諸学校の教科用図書採択について、採択のための資料とする教科用図書の調査研究について指示する。
  - ・採択に関する基本方針を示す。

1 委嘱

- ・調査員に教科用図書の調査研究を委嘱する。

文報告

- ・教科用図書の調査研究結果を報告する。

工報告

- ・教育委員会が採択を行うための資料として、教科用図書の調査研究結果をまとめ報告する。

才情報提供

- ・教科書展示会において集約した市民等の意見を、参考資料として提供する。

a 諏問 指導・助言・援助

- ・高等学校及び特別支援学校の教科用図書採択において、選定する教科用図書について質問する。
  - ・授業に関する基本方針を示す

b. 握權申請

- ・選定した教科用図書を授業用書とする

## 義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号。）第50条の規定に基づき、義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

## (会議の傍聴)

第2条 選定委員会の会議は非公開とする。

## (会議録の調製)

第3条 選定委員会の委員長は、会議録を調製し、次の事項を記録するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席者名
- (3) 会議の主な内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

## (会議録の公開)

第4条 会議録は当該年度の8月31日まで非公開とする。

## (情報の提供)

第5条 前条に定めるほか、会議に係る情報の提供に当たっては、同条の規定による会議録の取り扱いに準ずるものとする。

## (庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、教育委員会学校教育部学校教育課において処理する。

## (調査員会)

第7条 選定委員会は、採択替えのできる年度及び発行が行われなくなった教科用図書があつた場合、教科用図書に関する調査研究を行わせるために必要な調査員会を置く。但し、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うこととなった場合、調査員会の設置については、県教育委員会の指導・助言のもと判断する。

- 2 小学校・義務教育学校前期課程、中学校・義務教育学校後期課程の調査員会は、選定委員会の依頼に応じ、採択の対象となる教科用図書の全般にわたって調査研究を行い報告する。
- 3 特別支援学級用の一般図書の調査員会は、国が提示する一般図書契約予定一覧や県が提示する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書調査研究資料を基に推薦する。
- 4 調査研究にあたっては、県教育委員会の調査資料を参考にするとともに、必要に応じて、県教育委員会に指導、助言、援助を求めるものとする。
- 5 調査員会を構成する調査員は、原則として、小学校・義務教育学校前期課程では国語科と算数科13名、社会科と理科7名、特別の教科 道徳5名、その他の教科5名とし、中学校・義務教育学校後期課程では社会科16名、国語科、数学科、理科、外国語科10名、特別の教科道徳5名、その他の教科7名とする。
- 6 特別支援学級用の一般図書の調査員は、5名とする。
- 7 調査員は指導主事、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭をもって充てる。
- 8 調査員のうち、指導主事、校長、教頭は学校教育課長が推薦し、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭は各学校から校長が推薦し、選定委員会が委嘱する。
- 9 調査員会を置く期間は、調査員会設置の日から8月31日までとする。

## (補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 付 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

この要領は、令和3年4月1日から実施する<sup>4</sup>

西宮市立高等学校及び西宮市立西宮養護学校教科用図書選定委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）第50条の規定に基づき、西宮市立高等学校教科用図書選定委員会及び西宮市立西宮養護学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の傍聴)

第2条 選定委員会の会議は非公開とする。

(会議録の調製)

第3条 選定委員会の委員長は、会議録を調製し、次の事項を記録するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席者名
- (3) 会議の主な内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(会議録の公開)

第4条 会議録は当該年度の8月31日まで非公開とする。

(情報の提供)

第5条 前条に定めるほか、会議に係る情報の提供に当たっては、同条の規定による会議録の取り扱いに準ずるものとする。

(任務)

第6条 選定委員会の委員長は、選定結果を選定資料とともに、市教育委員会に採択申請する。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、教育委員会学校教育部学校教育課において処理する。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成30年4月1日より実施する。

## 【参考資料4】

### 学校教育法 附則第9条

平成30年改正

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教育用図書を使用することができる。

- ② 第34条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

令和 3 年度使用西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針

西宮市教育委員会

- 1 令和 3 年度使用西宮市立学校教科用図書については、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に基づき、本市の児童生徒の実態に最も適した教科用図書を、教育委員会が採択する。
- 2 本年度の教科用図書の採択  
採択は、各選定委員会の報告及び採択申請に基づき、教育委員会が決定する。
  - (1) 小学校、義務教育学校前期課程教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の定めるところにより、前年度採択した教科用図書を採択する。
  - (2) 中学校、義務教育学校後期課程教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の定めるところにより、本年度は採択替えを行う年度にあたるので、採択の対象となる教科用図書を公平に調査し、本市の生徒の実態に最も適合した教科用図書を採択する。
  - (3) 特別支援学級における学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」の採択にあたっては、児童生徒の実態に応じ、かつ教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。
  - (4) 高等学校及び特別支援学校の教科用図書の採択にあたっては、各学校単位で選定等の作業を進める。各学校は自校の教育課程に最も適合した教科用図書を教育委員会に採択申請し、その申請に基づき、採択する。
- 3 採択に関する組織  
教科用図書の採択にあたり以下の組織を設ける。
  - (1) 小学校、中学校及び義務教育学校的教科用図書の採択については、義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置する。また、調査研究のために、教科ごとに調査員会を設置する。調査員会が教科用図書の調査研究を行い、義務教育諸学校教科用図書選定委員会が報告を行う。
  - (2) 高等学校及び特別支援学校的教科用図書の採択については、高等学校及び特別支援学校ごとに教科用図書選定委員会を設置する。
- 4 教科用図書採択にあたっては、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、公正性・透明性を確保するため万全の措置をとる。

以 上

## 義務教育諸学校における令和4年度使用教科用図書の採択に関する基本方針

兵庫県教育委員会

### 1 採択にあたっての基本的な考え方

- (1) 教科用図書の採択にあたっては、いかなる疑惑の目も向けられることがないよう、公正性及び透明性の確保を徹底し、採択権者が責任をもって採択すること。
- (2) 教育基本法、学校教育法、学習指導要領に加え、県立学校及び市町組合教育委員会においては兵庫県教育基本計画である第3期「ひょうご教育創造プラン」の趣旨を踏まえながら、採択権者が教科用図書を適切に採択すること。

### 2 採択する教科用図書

- (1) 小学校、義務教育学校前期課程  
令和2年度と同一の教科書を採択すること。
- (2) 中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程  
社会（歴史的分野）を除き、令和2年度と同一の教科書を採択すること。  
社会（歴史的分野）については、自由社の「新しい歴史教科書」が発行されることから、新たに採択替えを行うことが可能であること。（無償措置法施行規則第6条第3号による）  
その際、県教育委員会において行う、社会（歴史的分野）の調査研究資料を参考に判断すること。  
また、採択替え後の教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第15条第1項に規定する4年間から採択替え前の期間を控除した期間であること。

### (3) 特別支援学校及び特別支援学級

文部科学省検定済教科書（下学年用等）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」（以下「一般図書」という。）を採択すること。

#### ア 文部科学省著作教科書

令和2年度と同一の教科書を採択すること。

#### イ 一般図書

一般図書については毎年度異なる図書を採択することができる。その際、文部科学省発行の「令和3年度用一般図書契約予定一覧」及び兵庫県教育委員会発行の「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書調査研究資料」を参考に採択すること。

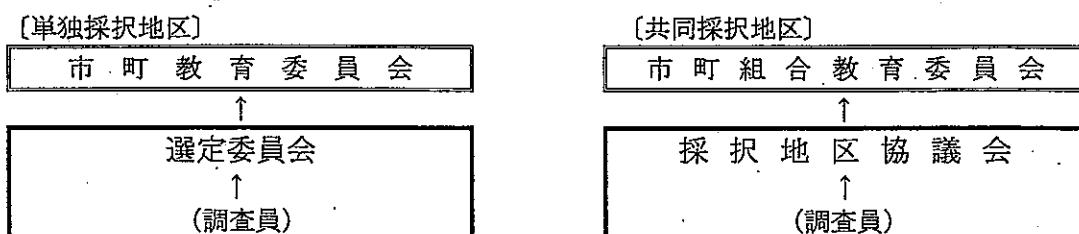
### 3 採択にあたっての体制

- (1) 公立小・中学校・義務教育学校（市立特別支援学校の小・中学部を含む）
  - ア 単独採択地区
    - (ア) 兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、選定委員会を組織すること。
  - (イ) 選定委員会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。

- (ウ) 選定委員会は、指導主事、小・中学校等の校長・教員からなる調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。  
なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。

#### イ 共同採択地区

- (ア) 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、協議により規約を定め採択地区協議会を組織すること。  
(イ) 採択地区協議会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、教育長、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。  
(ウ) 採択地区協議会は、指導主事、小・中学校の校長・教員から構成する調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。  
なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。  
(エ) 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択すること。



#### (2) 県立特別支援学校の小・中学部

- ア 各学校において、選定委員会を設置すること。  
イ 選定委員会の代表者は、校長、教員、保護者、学識経験者の中から選定委員を委嘱又は任命すること。

#### (3) 国・私立学校及び公立大学法人が設置する学校

- ア 前項に準ずる。  
イ 私立学校は、前項イに理事を加えることができる。  
ウ 各採択権者において、文部科学省からの通知等に基づき、適正に採択すること。

### 4 採択結果及び理由等の公表

採択権者は、教科書の採択結果及び理由等採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすこと。

### 5 公正性・透明性の確保

#### (1) 規範等の遵守

- ア 校長、教員をはじめ採択関係者は、文部科学省の指導や教科書発行者が定める「教科書発行者行動規範」等を遵守すること。  
イ 外部からの不当な影響により教科書採択が左右されることなく、採択権者の判断と責任で採択できるよう、学校と情報共有するなど密接に連携し、適切に対応すること。

(2) 教科書発行者との健全かつ適切な関係の保持

- ア 質の高い教科用図書とするためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見が反映されることは意義がある。また、教員等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。しかしながら、一般の国民ないし地域住民から教科書採択の公正性・透明性に疑惑を生じさせる行為と受け止められることがないよう、教科書発行者との健全かつ適切な関係を保持すること。
- イ 教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教員等の関与もしくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法第32条、第33条又は第38条の規定に違反することになり得る。

(3) 教科書見本の取扱い

- ア 教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としていると認識し、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。
- イ 教科書見本については、教科書発行者から各教育委員会に送付することができる上限を超えて求めるることは厳に行わないこと。
- ウ 令和元年度以前に検定を受けた教科書の見本については、教科書採択にあたっての調査研究等に活用するものであることに留意し、今後の授業等に活用する目的で教科書発行者に送付を求めないこと。
- エ 採択期間終了後に、教科書発行者に授業研究や教材研究等のために教科書見本の送付を求めるることは行わないこと。なお、採択期間に送付された教科書見本については、採択終了後の授業研究や教材研究に有効活用すること。
- オ 共同採択地区において、教科書見本の部数が過多となり、教科書発行者に引き取りを求める場合には、特定の教科書発行者のみに引き取りを求めないこと。

(4) 過当な宣伝活動等への対処

- ア 宣伝活動等の加熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者が新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等の主催や開催の関与を行うことが禁止されていることを理解し、適切に対応すること。
- イ 採択権者は、採択事務説明会などの機会を活用し、発行者の宣伝活動の実態を把握すること。また、採択事務に支障を来す事態が発生した場合や不当な働きかけがあった場合においては、警察など関係機関と連携しながら、毅然とした対応を取ること。

(5) 検定申請本の取扱い

検定申請本は、行政処分の対象であり、教科書発行者が教科書採択を勧誘するための宣伝活動（それと実質的に同一とみなされる活動を含む）に使用することは一切認められていないことを全ての採択関係者及び校長、教員に周知徹底すること。

## 6 その他

- (1) 教科用図書の採択にあたっての具体的な手続きについては、「兵庫県採択事務取扱要領」に基づくこと。
- (2) 共同採択地区においては、関係市町組合教育委員会と関係教育事務所により「採択地区適正規模化検討委員会」を設置し、採択地区がより適切なものとなるよう努めること。
- (3) 教科書展示会場は、一般県民も閲覧することから可能な限り県民が参会しやすい施設とすること。

## 令和4年度使用県立高等学校、県立中等教育学校後期課程及び 県立特別支援学校高等部用教科用図書の採択に関する基本方針

県立高等学校、県立中等教育学校後期課程及び県立特別支援学校高等部（以下「県立高等学校等」という。）の教科用図書の採択については、教育基本法、学校教育法、高等学校学習指導要領の趣旨に即しつつ、ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）を踏まえ、県教育委員会が採択を決定する。

### 1 採択する教科書

県教育委員会は、高等学校用教科書目録（令和4年度使用）に登載されている教科書のうちから、県立高等学校等で使用するものを採択する。

### 2 準教科書の使用

県立高等学校等においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、特別な教育課程による場合において、検定済教科書及び文部科学省著作教科書のない場合は、他の適切な教科用図書（以下「準教科書」という。）を使用することができる。

### 3 採択手続き等

(1) 県立高等学校等の長は、この基本方針に基づき自校で使用する教科用図書の選定方針を定め、教科書目録（令和4年度使用）に登載されている教科書のうちから自校の教育課程に最も適切な教科書を選定し、その選定方針を添えて、県教育委員会に申請するものとする。

県教育委員会は、この申請を受け採択を決定する。

(2) 県立高等学校等の長は、準教科書を使用する場合には、事前に県教育委員会に届け出るものとする。

### 4 採択結果及び理由等の公表

県立高等学校等の長は、採択の決定後、採択結果及び理由等の積極的な公表に努め、採択に関する説明責任を果たすこと。

### 5 選定についての留意点

(1) 県立高等学校等の長は、令和4年度使用教科用図書の選定並びに採択に関する組織である「県立〇〇学校教科用図書選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審議を経て、自校の教育課程に最も適切な教科用図書を公正に選定する。なお、教科書選定にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保を徹底すること。

(2) 選定委員会を組織するにあたって校長は、校長、教頭、教諭（主幹教諭含む）、学校評議員、保護者、学識経験者の中から選定委員を委嘱又は任命し、県教育長に届け出るものとする。その際、教科書の開かれた採択の観点から、学校評議員、保護者、学識経験者を少なくとも1名は含めるものとする。

(3) 県立高等学校等の長は、選定した教科用図書については、採択後に設置学科の変更等の特別な理由がない限り、採択後の取り消しや変更を行うことはできない。

## 義務教育諸学校における令和3年度使用教科用図書の採択に関する基本方針

兵庫県教育委員会

### 1 採択にあたっての基本的な考え方

- (1) 教科用図書の採択にあたっては、いかなる疑惑の目も向けられることがないよう、公正性及び透明性の確保を徹底し、採択権者が責任をもって採択すること。
- (2) 教育基本法、学校教育法、学習指導要領に加え、県立学校及び市町組合教育委員会においては兵庫県教育基本計画である第3期「ひょうご教育創造プラン」の趣旨を踏まえながら、採択権者が教科用図書を適切に採択すること。

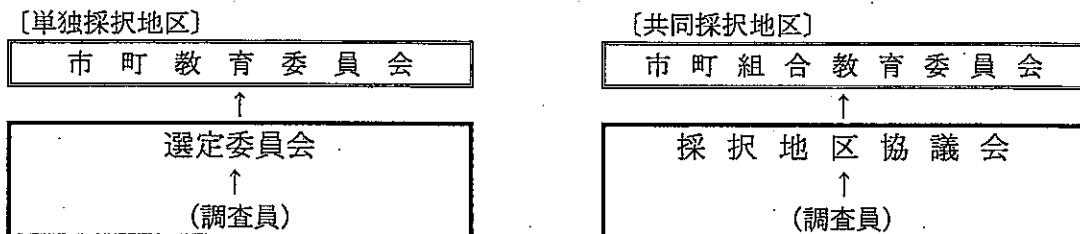
### 2 採択する教科用図書

- (1) 小学校、義務教育学校前期課程  
令和元年度と同一の教科書を採択すること。
- (2) 中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程  
中学校用教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから新たに採択すること。
- (3) 特別支援学校及び特別支援学級  
文部科学省検定済教科書（下学年用等）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」（以下「一般図書」という。）を採択すること。  
 ア 文部科学省著作教科書  
   特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから新たに採択すること。  
 イ 一般図書  
   一般図書については毎年度異なる図書を採択することができるが、原則として、文部科学省発行の「令和3年度用一般図書一覧」に掲載されている図書から採択すること。

### 3 採択にあたっての体制

- (1) 公立小・中学校・義務教育学校（市立特別支援学校の小・中学部を含む）
  - ア 単独採択地区
    - (ア) 兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、選定委員会を組織すること。
    - (イ) 選定委員会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。
    - (ウ) 選定委員会は、指導主事、小・中学校等の校長・教員からなる調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。  
 なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。
  - イ 共同採択地区
    - (ア) 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、協議により規約を定め採択地区協議会を組織すること。

- (イ) 採択地区協議会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、教育長、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。
- (ウ) 採択地区協議会は、指導主事、小・中学校の校長・教員から構成する調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。  
なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。
- (エ) 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択すること。



- (2) 県立特別支援学校の小・中学部
  - ア 各学校において、選定委員会を設置すること。
  - イ 選定委員会の代表者は、校長、教員、保護者、学識経験者の中から選定委員を委嘱又は任命すること。
- (3) 国・私立学校及び公立大学法人が設置する学校
  - ア 前項に準ずる。
  - イ 私立学校は、前項イに理事を加えることができる。
  - ウ 各採択権者において、文部科学省からの通知等に基づき、適正に採択すること。

#### 4 採択結果及び理由等の公表

採択権者は、教科書の採択結果及び理由等採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすこと。

#### 5 公正性・透明性の確保

- (1) 規範等の遵守
  - ア 校長、教員をはじめ採択関係者は、文部科学省の指導や教科書発行者が定める「教科書発行者行動規範」等を遵守すること。
  - イ 外部からの不当な影響により教科書採択が左右されることなく、採択権者の判断と責任で採択できるよう、学校と情報共有するなど密接に連携し、適切に対応すること。
- (2) 教科書発行者との健全かつ適切な関係の保持
  - ア 質の高い教科用図書とするためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見が反映されることは意義がある。また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。しかしながら、一般の国民ないし地域住民から教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為と受け止められることがないよう、教科書発行者との健全かつ適切な関係を保持すること。

イ 教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教員等の関与もしくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法第32条、第33条又は第38条の規定に違反することになり得る。

(3) 教科書見本の取扱い

- ア 教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としていると認識し、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。
- イ 教科書見本については、教科書発行者から各教育委員会に送付することができる上限を超えて求めることは厳に行わないこと。
- ウ 平成29年度以前に検定を受けた教科書の見本については、教科書採択のための調査研究に限定して活用すべきであり、今後の授業等に活用する目的で教科書発行者に送付を求めないこと。
- エ 採択期間終了後に、教科書発行者に授業研究や教材研究等のために教科書見本の送付を求めるることは行わないこと。なお、採択期間に送付された教科書見本については、採択終了後の授業研究や教材研究に有効活用すること。
- オ 共同採択地区において、教科書見本の部数が過多となり、教科書発行者に引き取りを求める場合には、特定の教科書発行者のみに引き取りを求めないこと。

(4) 過当な宣伝活動等への対処

- ア 宣伝活動等の加熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者が新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等の主催や開催の関与を行うことが禁止されていることを理解し、適切に対応すること。
- イ 採択権者は、採択事務説明会などの機会を活用し、発行者の宣伝活動の実態を把握すること。また、採択事務に支障を来す事態が発生した場合や不当な働きかけがあつた場合においては、警察など関係機関と連携しながら、毅然とした対応を取ること。

(5) 検定申請本の取扱い

検定申請本は、行政処分の対象であり、教科書発行者が教科書採択を勧誘するための宣伝活動（それと実質的に同一とみなされる活動を含む）に使用することは一切認められていないことを全ての採択関係者及び校長、教員に周知徹底すること。

## 6 その他

- (1) 教科用図書の採択にあたっての具体的な手続きについては、「兵庫県採択事務取扱要領」に基づくこと。
- (2) 共同採択地区においては、関係市町組合教育委員会と関係教育事務所により「採択地区適正規模化検討委員会」を設置し、採択地区がより適切なものとなるよう努めること。
- (3) 教科書展示会場は、一般県民も閲覧することから可能な限り県民が参会しやすい施設とすること。

## 令和3年度使用県立高等学校、県立中等教育学校後期課程及び 県立特別支援学校高等部用教科用図書の採択に関する基本方針

県立高等学校、県立中等教育学校後期課程及び県立特別支援学校高等部（以下「県立高等学校等」という。）の教科用図書の採択については、教育基本法、学校教育法、高等学校学習指導要領の趣旨に即しつつ、ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）を踏まえ、県教育委員会が採択を決定する。

### 1 採択する教科書

県教育委員会は、高等学校用教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから、県立高等学校等で使用するものを採択する。

### 2 準教科書の使用

県立高等学校等においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、特別な教育課程による場合において、検定済教科書及び文部科学省著作教科書のない場合は、他の適切な教科用図書（以下「準教科書」という。）を使用することができる。

### 3 採択手続き等

(1) 県立高等学校等の長は、この基本方針に基づき自校で使用する教科用図書の選定方針を定め、教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから自校の教育課程に最も適切な教科書を選定し、その選定方針を添えて、県教育委員会に申請するものとする。

県教育委員会は、この申請を受け採択を決定する。

(2) 県立高等学校等の長は、準教科書を使用する場合には、事前に県教育委員会に届け出るものとする。

### 4 採択結果及び理由等の公表

県立高等学校等の長は、採択の決定後、採択結果及び理由等の積極的な公表に努め、採択に関する説明責任を果たすこと。

### 5 選定についての留意点

(1) 県立高等学校等の長は、令和3年度使用教科用図書の選定並びに採択に関する組織である「県立〇〇学校教科用図書選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審議を経て、自校の教育課程に最も適切な教科用図書を公正に選定する。なお、教科書選定にあたっては、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保を徹底すること。

(2) 選定委員会を組織するにあたって校長は、校長、教頭、教諭（主幹教諭含む）、学校評議員、保護者、学識経験者の中から選定委員を委嘱又は任命し、県教育長に届け出るものとする。その際、教科書の開かれた採択の観点から、学校評議員、保護者、学識経験者を少なくとも1名は含めるものとする。

(3) 県立高等学校等の長は、選定した教科用図書については、採択後に設置学科の変更等の特別な理由がない限り、採択後の取り消しや変更を行うことはできない。

令和4年度使用義務教育諸学校教科用図書選定委員会報告方針（案）

義務教育諸学校教科用図書選定委員会

- 1 令和4年度使用義務教育諸学校教科用図書の報告にあたっては、西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針及び義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領に従って、厳正かつ公平に行う。
- 2 令和4年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択替えについては、自由社の「新しい歴史教科書」が発行されることから、中学校、義務教育学校後期課程社会（歴史的分野）においてのみ行う。その際、西宮市の実態を十分考慮し、西宮市の生徒にとって最適な教科用図書を採択できるよう、県教育委員会の基本方針及び指導・助言のもと、県教育委員会において行う、社会（歴史的分野）の調査研究資料を参考に判断する。  
(「無償措置法施行規則第6条第3号」による)

- 3 特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条第1項による教科用図書の採択については、児童生徒一人ひとりの実態に応じ、最も適當と思われる教科用図書を検討する。また、特別支援学級用の一般図書の採択については、国が提示する一般図書契約予定一覧や県が提示する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書調査研究資料を基に推薦する。

以上

## 令和4年度使用教科用図書採択事務日程(教育委員会)

4月		5月		6月		7月		8月	
1	木	1	土	1	火	1	木	1	日
2	金	2	日	2	水	2	金	2	月 番要票等相談会(7分)
3	土	3	月 薩摩記念日	3	木	3	土	3	火 番要票等相談会(7分)
4	日	4	火 子どりの日	4	金 (鹿児島県教科書採択事務説明会※前年は配信)	4	日	4	水
5	月	5	水 こどもの日	5	土	5	月	5	木
6	火	6	木	6	木	6	火 第2回選定委員会15:30-@801(802)	6	金
7	水	7	金	7	月	7	水 各調査員会-報告書修正 提出 授業付属起案	7	土
8	木	8	土	8	火	8	木	8	日
9	金	9	日	9	水	9	金	9	月 山の日
10	土	10	月	10	木	10	土	10	火
11	日	11	火	11	金 ☆(仮)教科書展示会開始	11	日	11	水
12	月	12	水	12	火	12	月	12	木
13	火	13	木	13	金 ☆	13	火	13	金
14	水 教育委員会(事務局との懇談会)	14	金	14	月	14	水 教育委員会(事務局との懇談会)	14	土
15	木	15	火	15	火 ☆	15	木	15	日
16	金	16	日	16	水 ☆	16	金	16	月
17	土	17	月 教育委員会(臨時)付議(9:00-)	17	木 ☆	17	土	17	火
18	日	18	火 基本方針HPアップ依頼 ・教育人事課へ委嘱状発行依頼 ・第1回選定委員会出席依頼	18	金 ☆	18	日	18	水
19	月	19	水 高校、西表への選定事務依頼	19	土 ☆	19	月 終業式	19	木 (仮)小中華需要策(県へ提出締切)
20	火	20	木	20	日 火 教育委員会(臨時)付議(14:00-)	20	火	20	金 (仮)小中華需要策(県へ提出締切)
21	水	21	金	21	月 ☆ 高校・西表電子データ提出	21	水 各校へ待文書(教科書依頼 各校需要策提出依頼)	21	土
22	木	22	土	22	火 ☆	22	木 海の日	22	日
23	金	23	日	23	水 ☆ 各認定員会-報告書提出	23	金 スマッシュの日	23	月
24	土	24	月 第1回選定委員会 15:30-@801(8分) ・調査員決定、調査員会出席依頼	24	木 ☆	24	土	24	火
25	日	25	火	25	金 ☆教科書展示会終了	25	日	25	水
26	月	26	水	26	木	26	月	26	木
27	火	27	木	27	火 (仮)高校・西表高等部 報告書・需要策 提出依頼(県へ提出締切)	27	火	27	金
28	水	28	金 第1回調査員会 16:30-@801	28	月	28	水	28	日
29	木	29	土	29	火 高校・高等部 報告書提出	29	木	29	月
30	金	30	日	30	水	30	金	30	月
		31	月			31	土	31	火 (9/1)採択結果、理由等HPアップ

【参考資料11】